

随意契約理由

令和4年(2022年)4月1日

| | |
|--------------------|---|
| 契約担当課名 | 福祉部 長寿安心課 |
| 契約名称 | 豊中市訪問理美容サービス事業 |
| 契約内容 | 訪問理美容サービス事業一式 |
| 契約締結日 及び契約期間 | 令和4年(2022年)4月1日 令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで |
| 契約の相手方 (所在地・名称) | 大阪府理容生活衛生同業組合豊中北支部 |
| 契約金額 | 1,047円/回 |
| 随意契約理由 | <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>理美容組合は、組合員への研修の実施等、組織体制が整っており、事業を安全かつ円滑に遂行している実績があるため、大阪府理容生活衛生同業組合豊中北支部と随意による委託契約を締結するもの。</p> |